

【目次】

- Q1. 相談から支給までの流れについて教えて欲しい。
- Q2. 給付金の支給までどのくらい期間がかかるのか。
- Q3. 住居確保給付金の支給額はいくらか。（支給額の考え方について）
- Q4. 賃貸契約書の借主（名義人）が本人以外の者になっているが、支給対象になるか。
- Q5. 店舗兼住宅を賃借し自営業を行っているが、住居確保給付金の対象となるか。
- Q6. 対象者の要件のうち「休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある。」とは、どのような状態か？
- Q7. 離職・廃業と同程度の確認方法（添付書類）は？
- Q8. フリーランスで暮らしており、仕事が激減した。住居確保給付金の対象か？
- Q9. 学生は住居確保給付金の対象か？
- Q10. ハローワークの求職申込は不要になったと聞いたが、どうか。また、現在も求職活動をする必要はあるのか。
- Q11. 支給額を決定する際の「収入」とは、何を指すのか？（範囲、考え方）
- Q12. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴って支給される給付金や、借り入れた融資については、「収入」や「金融資産」に含まれるのか。
- Q13. 支給対象者の要件に「金融資産の合計額が、一定額以下である」とあるが、「金融資産」の範囲とその額を教えて欲しい。
- Q14. 以前、住居確保給付金を受給したことがあるが、再び受給することはできるか。

Q1.

相談から支給までの流れについて教えて欲しい。

A.

1. 住居確保給付金の相談や申請は「福岡市生活自立支援センター」と「福岡市生活自立支援センター分室」で受け付けております。（連絡先等は市又はセンターのホームページをご覧ください。）

来所での申請を希望される方は、事前に電話で来所の予約をお願いいたします。

また、郵送による申請も受け付けております。福岡市生活自立支援センターのホームページ下部「お知らせ」の「住居確保給付金の申請手続きについて」をご確認いただき、書類を印刷し、ご記入の上、添付書類を添えて、福岡市生活自立支援センターへ郵送をお願いいたします。

印刷環境がない方は、福岡市生活自立支援センターにお電話にて書類をご請求ください。

2. 申請書類を提出
3. 福岡市で審査
4. 支給（又は不支給）の決定  
支給（又は不支給）の決定通知書を、ご本人あてに郵送します。（支給の場合は、支給額もあわせて通知します。）  
支給決定後、支給額を 家主、管理会社等の口座に直接振り込みます。

Q2.

給付金の支給までどのくらい期間がかかるのか。

A.

申請書と必要な書類を 全て提出いただいてから（不足なく揃ってから）、要件を確認し、給付金の支給決定を行います。給付金の 入金まで4週間程度期間がかかります。

## Q3.

住居確保給付金の支給額はいくらか。（支給額の考え方について）

## A.

## 1 次の③「収入額」が①「基準額」以下の場合

支給額は、②「家賃額」（家賃が上限額を超える場合は上限額）になります。

## 2 「収入額」が「基準額」を超える場合

支給額は、上限額を最大として、

「基準額」＋「家賃額」（実際の家賃額）－「収入額」で計算した額になります。

## ①「基準額」

法令や国の通知に基づき、世帯員の数に応じて額を定めています。

例えば単身（1人）世帯の場合、基準額は「8万4千円」です。

## ②「家賃額」

共益費等を含まない家賃額です。

世帯員の数に応じた上限額があり、家賃が上限額を超える場合は、上記1及び2のとおり支給額の計算に適用されます。

例えば単身（1人）世帯の場合、上限額は「3万6千円」です。

## ③「収入額」

申請月の世帯全員の収入の合計です。詳細は「Q11」をご確認ください。

例1 単身世帯で家賃が5万円、申請月の収入が8万4千円以下の場合  
⇒支給額3万6千円（上限額）

例2 単身世帯で家賃5万円、申請月の収入が11万円の場合  
8万4千円＋5万円－11万円＝2万4千円  
⇒支給額2万4千円

例3 単身世帯で家賃10万円、申請月の収入が11万円の場合  
8万4千円＋10万円－11万円＝7万4千円  
⇒支給額3万6千円（上限額）

「収入額」が「基準額」と「家賃額」（家賃が上限額を超える場合は上限額）の合計を超える場合は、住居確保給付金の支給対象となりません。

また、「収入額」が「基準額」を超えるときは、支給額が調整される場合があります（一部支給）（例2参照）。

なお、世帯人員ごとの基準額や家賃額の上限額は「福岡市住居確保給付金のご案内」をご覧ください。

Q4.

賃貸契約書の借主（名義人）が本人以外の者になっているが、支給対象になるか。

A.

- 賃貸借契約書の 借主（名義人）が、本人又は同居している世帯員になっていることが必要です。それ以外の場合は支給対象になりません。
- また、同居している世帯員が契約名義人になっている場合は、契約書に居住者として本人が記載されていることが必要です。

Q5.

「店舗兼住宅」を賃借し自営業を行っているが、住居確保給付金の支給対象となるか。

A.

「住宅」に関する部分の家賃については、支給対象となります。

契約書に「店舗」部分と「住宅」部分が区別されて記載されていればその「住宅」部分が対象となり、そのような記載がなければ面積按分等を行って「住宅」部分を対象とすることになります。

ただし、店舗兼用住宅の家賃の全額を事業経費としている場合や賃借人が法人である場合は、支給対象となりません。

Q6.

対象者の要件のうち「休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある。」とは、どのような状態か？

A.

経済社会情勢の変動等により当該個人の意思にかかわらず、雇用主や発注元から勤務日数や就労機会の減少を余儀なくされた場合を指すもので、例えば以下のような場合が想定されています（以下は例示）。なお、「同程度」は、勤務日数や勤務時間が全くなかったことまで求めるものではありません。

（例1）スポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となったスポーツジムインストラクター

（例2）参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となったフリーの通訳者

（例3）アルバイトを2つ掛け持ちしていたが、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった者

（例4）自粛により宿泊のキャンセルが相次いだ旅館業を営む者

Q7.

離職・廃業と同程度の確認方法（添付書類）は？

A.

雇用労働者の場合は、勤務日数や勤務時間の減少が確認できる書類が必要です。例えば、雇用主から提示されたシフト表などがそれにあたります。

個人事業主においては、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等になります。

以上のような書類がない場合は、「申立書」（様式があります）に、勤務日数や勤務時間、店舗の営業日や営業時間が減少したことなど、収入が減少した具体的内容を記載して、提出していただきます。

Q8.

フリーランスで暮らしており、仕事が激減した。住居確保給付金の対象か？

A.

**対象になります。**

なお、フリーランスや自営業者の方については、本人の意向や状況に応じ、現在の就業形態を維持しつつ、それに加えて、例えば、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといったことも検討いただきますが、現在の就業を断念していただくものではありません。

Q9.

学生は住居確保給付金の対象か？

A.

**基本的に対象になりません。**

ただし、世帯の生計維持者として、就労しながら定時制や夜間大学等に通っている方が離職・廃業や減収し、新たな就労先を目指す場合等には、対象になります。また、児童養護施設を出て大学に通う学生など、事情により親を頼ることができず、扶養に入ることもできないため、生計維持者として学費や生活費等を自ら賄っていた場合等については例外的に住居確保給付金の対象となります。

## Q10

ハローワークの求職申込は不要になったと聞いたが、どうか。  
また、現在も求職活動をする必要はあるのか。

## A.

新型コロナウイルスの影響により、令和2年4月30日以降、当面の間、ハローワークへの求職申込は必要なく給付金の申請を受け付けます。また以下のとおり①は求めず、また②はこれまで月4回以上でしたが、月に1回以上として主に電話で行っています。（要件の緩和）

支給期間中は、下記①～③の求職活動を行うことが必要です。【要件緩和中】

- ①毎月2回以上、ハローワークの職業相談を受けること（当面の間不要）
  - ②毎月1回以上、福岡市生活自立支援センターでの就労に関する面談を受けること（主に電話で行っています。）
  - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
- ※離職又は廃業していない方は、①及び③については要件ではありませんが、アルバイト（副業）などを行うことを含め、ご検討いただくこととなっております。

## Q11.

支給額を決定する際の「収入」とは、何を指すのか？（範囲、考え方）

## A.

- 雇用保険の失業手当や児童扶養手当、公的年金等の定期的に支給されるものは、支給額を決定する際の「収入」となります。臨時的な給付金等は「収入」となりません。
- 親族等からの継続的な仕送りは「収入」となります。
- 給与収入は、総収入から交通費支給額を差し引いた後の金額が、「収入」となります。（社会保険料等については控除しませんので、健康保険料、年金保険料等を差し引かれる前の額が「収入」となります。）
- 自営業による収入は、経費を差し引いた後の金額が、「収入」となります。

Q12.

新型コロナウイルス感染症拡大に伴って支給される給付金や、借り入れた融資については、「収入」や「金融資産」に含まれるのか。

A.

いずれも「収入」や「金融資産」には含みません。（算定からは除きます。）

Q13.

支給対象者の要件に「金融資産の合計額が、一定額以下である」とあるが、「金融資産」の範囲とその額を教えてください。

A.

「金融資産」は、**世帯全員の**「預貯金及び現金」の合計額になります。また、その額は以下のとおりです。

世帯員の数	預貯金・現金の合計額
単身（1人）世帯	50.4万円以下
2人世帯	78.0万円以下
3人世帯以上	100.0万円以下

Q14.

以前、住居確保給付金を受給したことがあるが、再び受給することはできるか。

A.

雇用先から**解雇された場合**（本人に責に帰すべき重大な理由による解雇を除く）は再び受給することができます。ただし、以前の受給中に、熱心に求職活動を行わない等の理由により支給が中止されていた場合は、再び受給できません。

なお、平成26年度以前の制度である「住宅手当」「住宅支援給付」のみを受給したことがある場合は、特に制限はなく、住居確保給付金を受給することができます。